

1、伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例

第8条(使用料)

| | | |
|--------------------|----------------------------|------------|
| ○総合体育館 | メインアリーナ・サブアリーナ(バレーコート2面ずつ) | |
| | バレーコート1面 | 600円(1時間) |
| | バレーコート2面(アリーナ1つ) | 1200円(1時間) |
| | コート全面(両アリーナ) | 2400円(1時間) |
| ○伊仙町総合グラウンド | | 200円(1時間) |
| ○伊仙町総合グラウンド照明設備 | | 535円(1時間) |
| ○第二グラウンド(旧農高グラウンド) | | 200円(1時間) |

2、伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則

○総合体育館は毎週月曜日を、休館日とさせていただきます。

○使用しようとする日の3日前までに、使用許可申請書(第1号様式)を社会教育課または総合体育館にご提出ください。

○町の行事等と重なる場合、町の行事等を優先させる場合がありますので、ご了承ください。

○使用料を免除することができる場合は、次のとおりです。

- ・町又は町の機関が主催し又は共催する行事
- ・国、県が主催し又は共催する保健、体育行事
- ・社会教育上又は町民の体育振興上必要と認めるとき

(例:町を代表して出場する大会の1か月前以内の使用等)

○その他下記の事項をお守りください。

- ・町の行事等を優先させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・使用時間は、使用準備及び原状回復時間を含むものとさせていただきます。
- ・使用後は清掃を行ってください。
- ・職員の指示に従ってご利用ください。
- ・申請者は使用料を確認し、速やかにお支払いください。